令和6年能登半島地震
液状化被害の補助制度の説明会について

かほく市　都市建設課

液状化被害を受けた宅地の復旧・住宅の傾斜修復等への支援

○ 液状化等により被害を受けた宅地や住宅の復旧のため、所有者が実施する、**宅地の復旧や住宅の耐震化**を支援する**補助制度**を創設

宅地　被災宅地等復旧支援事業

補助額	**補助額：最大958.3万円** （補助対象:上限1,200万円） 復興基金 2/3 ／ 市 1/6 ／ 所有者 1/6 ／ 50万円 応急修理などの少額工事相当を控除
補助内容	擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復　など

住宅　住宅耐震化促進事業

補助額	**定額補助：最大250万円** 国 60万円 ／ 県 45万円 ／ 市 145万円 （耐震診断により耐震性がない住宅が対象）
補助内容	地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復　など

〔注〕傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっているが、いずれかの補助を選択（両方の併用不可）

対象範囲（イメージ）

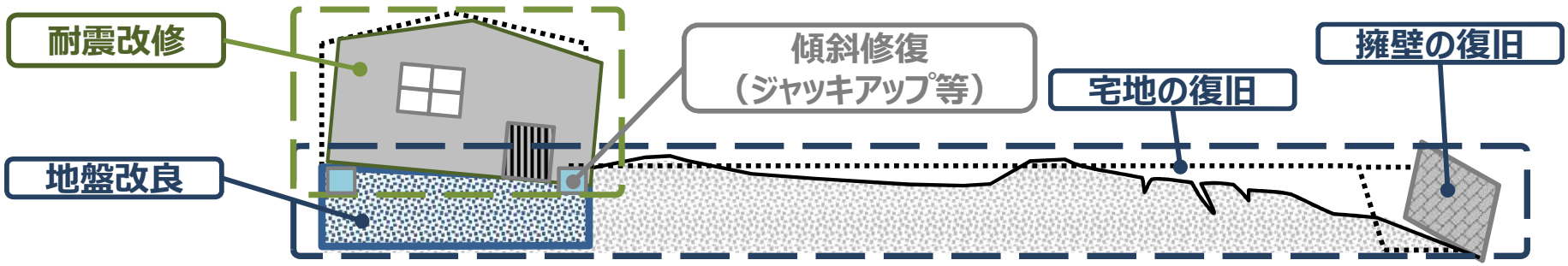

液状化被害した建物の復旧工法について

事例１

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
（傾斜修復はいずれかの補助を選択可）

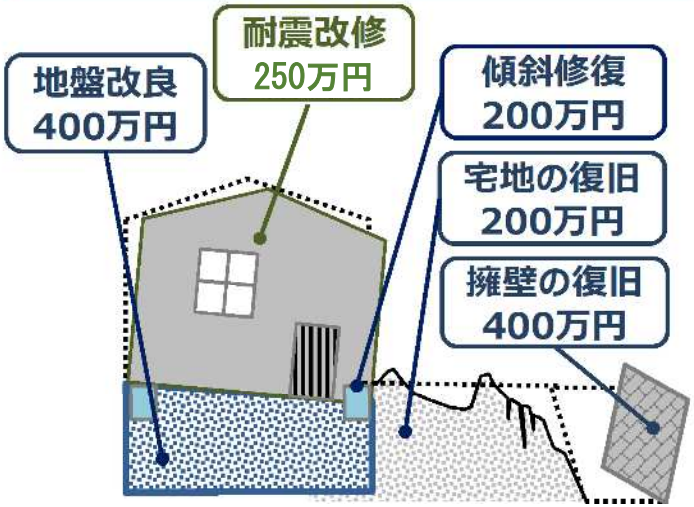

対象事業費：1,450万円	
補助額	宅地復旧： 958.3万円
	耐震改修：250.0万円
	計　　：1,208.3万円

事例２

住宅が全壊し、住宅再建とあわせて
宅地復旧を行う場合
（耐震改修は実施しない）

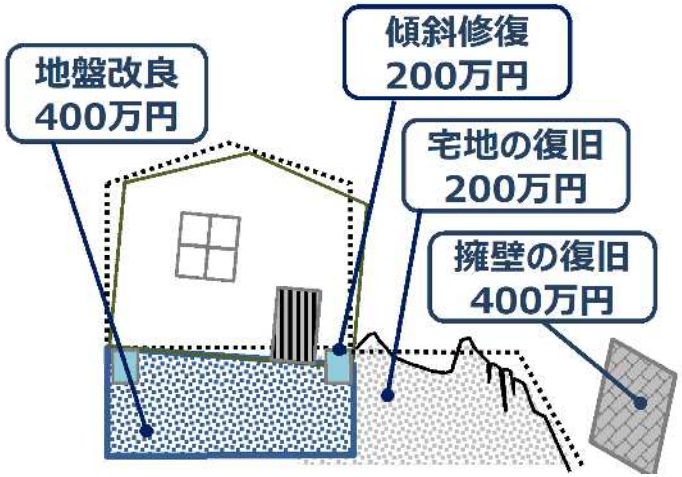

対象事業費：1,200万円	
補助額	宅地復旧：958.3万円
	計　　：958.3万円

事例３

小規模な耐震改修にあわせ
傾斜修復を行う場合

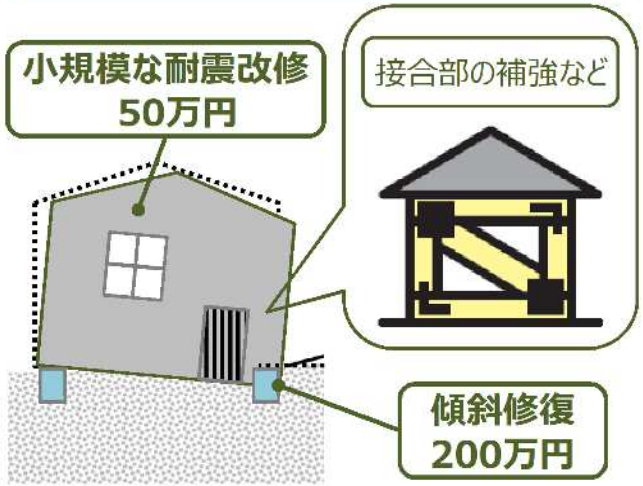

対象事業費：　250万円	
補助額	
	耐震改修：250.0万円
	計　　：250.0万円

支援額と個人負担額について

宅地　被災宅地等復旧支援事業

・支給額は、50万円を控除した額に対して6分の5を乗じた額になります。
・なお、対象工事費が1,200万円を超えた場合は、支給額は一律958.3万円です。
・支援金の申請は１宅地１回となります。

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
補助金額	0万円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円

〔補助金額の計算の仕方〕 例：工事費710万円の場合
（工事費　７１０万円　－　控除額　５０万円）×　5/6　＝　補助金額　５５０万円

住宅　住宅耐震化促進事業

耐震診断費・・・補助率　9/10（補助上限額：10万円）
診断費用が11.2万円を超えた場合は、支給額は一律10万円です。

耐震改修工事・・耐震診断で、評点が1.0未満の建物が対象（傾斜修復を含む）
補助率　10/10（補助上限額：250万円）
工事費が250万円を超えた場合は、支給額は一律250万円です。

〔注〕傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっているが、いずれかの補助を選択（両方の併用不可）

被災宅地等復旧支援事業

・**対象物件**
令和６年度能登半島地震で被災を受けた宅地
（被災時に住宅の用に供されていたもの）

・**対象者**
宅地の所有者、管理者または占有者

・**補助事業の適用開始日**
令和６年１月１日から

・**対象工事（工事に伴う調査・設計費を含む）**
１　復旧工事
　・のり面の復旧工事
　・擁壁の復旧工事（擁壁の撤去を含む）
　・地盤の復旧工事（陥没対応を含む）
２　地盤改良工事
　・液状化被害再発防止のための住宅建屋の地盤改良工事
３　住宅基礎の傾斜修復工事

被災宅地等復旧支援事業

・交付申請時に必要書類

1　設計図書（位置図、計画平面図、構造図、構造計算書など）
2　見積書の写し　及び　工事費内訳書
3　被災状況を確認できる資料（被災時の写真など）
4　所有者の承諾書（共有名義、管理者、占有者の場合）
5　宅地の「登記全部事項証明書」及び「公図」の写し
6　住宅の用に供されていたことが確認できる資料（り災証明書又は住民票）
7　その他市長が必要と認める書類（個人情報確認同意書など）

（個人情報確認同意書を提出される方は、５、６は不要）

・補助金交付の流れ

手順	土地所有者（申請者）		かほく市	備考
1	事前相談		7/22（月）～	交付対象工事を確認
2	交付申請書	→	交付決定通知	
3	工事契約、着手			
4	変更承認申請	→	交付決定変更通知	工事内容に変更がある場合
5	工事完成			
6	工事完了届	→	交付額決定通知	
7	請求書	→	支払い	

住宅耐震化促進事業

・対象物件

①　昭和56年5月31日以前に工事が着手された住宅

②　令和6年能登半島地震により被災し、り災証明が発行された住宅

①又は②かつ、耐震診断により耐震性が不足している住宅が対象

・対象者

住宅の所有者　又は　居住者

・補助事業の適用開始日

令和６年７月１日から

・対象工事

1　耐震改修工事（耐震診断の評点1.0未満から1.0以上にする工事）

・耐震改修工事

・住宅基礎の傾斜修復工事

2　建替え工事

・公費解体を実施しない住宅が対象

住宅耐震化促進事業

・交付申請時に必要書類

1　現況平面図
2　現況写真（外景４景）
3　位置図
4　住宅の所有者又は居住者が分かる書類
5　住宅の年月日が分かる書類
6　所有者、占有者の同意書（補助対象者が所有者、占有者と異なる場合）
7　誓約書（補助対象者が所有予定者、居住予定者の場合）
8　見積書又は契約書の写し
9　耐震改修工事計画報告書
１０　耐震診断報告書
１１　平面図等の改修内容が分かる図面
１２　その他市長が必要と認める書類

・補助金交付の流れ

手順	土地所有者（申請者）		かほく市	備考
1	事前相談		7/22（月）～	交付対象工事を確認
2	認定申請書	→	認定通知	
3	工事契約、着手			
4	変更承認申請	→	認定変更通知	工事内容に変更がある場合
5	工事完成			
6	交付申請書	→	交付決定通知	
7	請求書	→	支払い	

補助・申請・個別相談の受付　　お願い事項

・補助申請・個別相談の受付について

申請、相談は電話での事前予約制となります。

電話予約・・・・令和６年７月１６日（火）午前９時から

受付開始日・・・令和６年７月２２日（月）

受付場所・・・・かほく市役所　都市建設課

※かほく市都市建設課　０７６（２８３）７１０４に電話予約の上、ご来場ください。

・お願い事項について

まずは、建築業者に復旧内容を相談し、見積もりを徴集してください。

制度内容が難しいため、見積もり内容を確認の上、補助対象となる部分や想定される補助金額を個別相談で説明します。

説明された内容をご確認の上、復旧工事内容を再度検討し、補助申請をしてください。

・復旧工事にかかる土地境界の確認について

液状化による側方流動で、法務局に登記されている境界と現地がズレている箇所が見受けられます。

トラブルを防ぐために必ず隣接者と境界確認を実施したあとに、復旧工事を実施してください。

法務局に登記されている境界と異なる場合は、所有権界の確認を行い、確認書を交わすことで、トラブルを防ぐことができます。

住宅の再建についての相談ダイヤル

・**住まい再建の支援策について**

石川県では、震災住宅相談ダイヤルを設置しています。

【震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ】
電話にて建築士等が、被災された住宅の修繕等の技術的な相談をお受けいたします。
電話番号：076-214-8686
受付時間：10:00～12:00、13:00～15:00(祝祭日を除く、月曜日～金曜日)

かほく市都市建設課
TEL ０７６（２８３）７１０４（直通）